

特定行為について(たたき台)

<論点(案)>

1. 看護師が行う医行為のうち、特定行為をどう分類すべきか。

→ 資料3-2

2. 特定行為を法的に位置づけるか否かによる違いは何か。

→ 資料3-3

3. 特定行為を法的に位置づけた場合、看護師の能力を厚生労働大臣が認証するか否かによる違いは何か。

→ 資料3-4

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ 特定行為に関するこれまでの主な意見

【特定行為について】

- 特定行為を明示するのであれば、「絶対的医行為」と看護師一般が実施可能な診療の補助についても全て列挙しなければ、現場に混乱を生ずる可能性がある。
- 医行為は203項目だけに限らず、あらゆる医行為が多数あり明確に規定できない。養成課程と並行させ、業務試行事業及び養成調査試行事業の結果とそれによる議論から、特定の医行為はおのずと規定されてくるのではないか。
- 今後も医療の発展・進化に伴って新たな医行為が増えたり、機材の進歩により行為の難易度に変化が生じる可能性も考えられることから、特定の医行為(B)の枠が明確に区切られていないことには意味があり、特に問題はない。
- 医行為の枠組みについては試行事業で既に示されたもの等を踏まえて、さらに具体的に議論可能ではないか。

【一般の医行為(C)について】

- 特定行為を明示するのであれば、「絶対的医行為」と看護師一般が実施可能な診療の補助についても全て列挙しなければ、現場に混乱を生ずる可能性がある。(再掲)
- 研究班調査、日本医師会調査等で現在看護師が70～80%実施している医療処置は、一般の医行為(C)としてよいのではないか。
- 一般の医行為(C)の範囲は、医療現場をとりまく環境により非常に差がある。